

新宮市告示第 62 号

新宮市創業支援補助金交付要綱

新宮市創業支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 5 月 8 日

新宮市長 上田 勝之

## 新宮市創業支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市において創業を行う者に対し、予算の範囲内でその経費の一部を補助することに関し、新宮市補助金等交付規則（令和7年新宮市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、本市における事業活動を促進し、地域経済の活性化及び雇用の場の創出に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により新たに事業を開始すること又は新たに法人を設立し、事業を開始することをいう。
- (2) 第二創業 既存事業者が既存事業とは異なる事業を行うことをいう。ただし、他の者が行っていた事業を継承して行う事業でないこと。
- (3) 事業所等 事業の用に供する事業所、事務所、店舗、工場その他これらに類するものであって、本社（本店）の機能を有するものをいう。
- (4) 商店街等 商店街振興組合及び新宮市商店街振興組合連合会加盟の商店会その他特に市長が認めた商店会等をいう。

### (補助事業)

第3条 この要綱による補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内において新たに創業、又は第二創業を行うもので、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内で営業を行う者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業その他市長が不相当と認める種類の営業を行う者を除く。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市内の振興に寄与すると市長が特に認める事業
- (3) 原則として、開業後5年以上継続して営業しようとする者。ただし、やむを得ない事情により5年未満で営業を廃止し、又は休止したと認められるときは、この限りでない。

### (補助対象者)

第4条 この要綱による補助金の交付対象となる者は、本市において創業又は第二創業を行う者で、次に掲げる要件を備える者のうち、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく新宮市の住民基本台帳に記載されている者（移住者にあつては、創業又は第二創業までに同住民基本台帳に記載されている者）又は本市に主たる事業所を有する法人で、次の各号のいずれをも満たし、市長が相当と認めるものとする。

- (1) 本市に事業所等を設置し、又は設置を予定している者。ただし、仮設又は臨時の店舗その他その設置が恒常的でないものを除く。
  - (2) 適切な事業計画を有していることについて、新宮商工会議所の確認を得ている者
  - (3) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に該当する者又はその予定の者
  - (4) 創業又は第二創業に関し、国、県又は本市の他の補助金の交付を受けていないこと。ただし、市長が市内の振興に寄与すると認める場合は、この限りでない。
  - (5) 市税等を完納していること。
  - (6) 毎月 20 日程度、かつ、1 日につき概ね 6 時間以上の営業を行う予定の者
  - (7) 専門家による経営診断等を受けるよう努めること。
  - (8) 補助金の交付決定後に開始し、当該年度内に完了する事業であること。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず補助対象者になることができない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及びその関係者
  - (2) 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条第 1 項に規定する政治団体
  - (3) 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定する宗教団体
  - (4) フランチャイズチェーン方式による営業を行っている者又は行おうとする者
  - (5) 別表第 1 に定める業種を行っている者又は行おうとする者
  - (6) 過去にこの要綱による補助を受けた者
  - (7) 同一年度において、この要綱による補助申請を行っている者
  - (8) 前 6 号に掲げるもののほか、市長が適当でないと判断する事業を実施しようとする者
- (補助対象経費)

第 5 条 補助事業における補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第 2 のとおりとする。

(補助金の交付事前届)

第 6 条 商店街等において、創業、又は第二創業行い、補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の実施前に新宮市空店舗対策支援事業補助金交付要綱（平成 25 年新宮市告示第 29 号）第 3 条に規定する誘致委員会の承認を受けなければならない。

2 誘致委員会は、前項による申し出があったときは、その内容を審査し、補助金対象者として認めたときは、新宮市創業支援補助金交付対象承認届を補助金対象者に交付するものとする。

3 前項による承認を受けた補助金対象者は、誘致委員会を經由して、次に掲げる書類を添え、市長に補助申請をするものとする。

- (1) 新宮市創業支援補助金交付対象承認届
- (2) テナントの誘致を決定した誘致委員会の会議録
- (3) 貸主とテナントとの賃貸契約書の写し
- (4) 出店する店舗の店舗名、位置図、店内見取図、営業品目、従業員数
- (5) 前年度及び当該年度納期到来分の納税証明書等
- (6) その他特に市長が必要と認める書類  
(交付申請書の添付書類等)

第7条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に係る見積書の写し
- (2) 事業計画書
- (3) 事業所等の付近見取図
- (4) 施設改修に係る家主の承諾書（賃貸施設を改修する場合に限る。）
- (5) 創業支援等事業者の意見書
- (6) 市町村民税完納証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(実績報告書の添付書類)

第8条 規則第11条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の支払を証する書面の写し
- (2) 完成前及び完成後の写真（施設を改修する場合に限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年5月8日から施行する。  
(新宮市にぎわい支援事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 新宮市にぎわい支援事業補助金交付要綱（令和7年新宮市告示第42号）は、廃止する。

別表第1（第5条関係）

第5条第2項第5号に規定する業種

農業
林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）
漁業
金融業・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所及び歯科診療所
娯楽業、サービス業等のうち以下のもの
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業等、同法に基づく許可又は届出が必要な営業
易断所、観相業、相場案内業
競輪・競馬等の競走場、競技団
芸妓業、芸妓斡旋業
場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）
集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）
宗教
政治・経済・文化団体

別表第2（第6条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額	事業期間
①改装費 事業所等の改修・改装に係る工事費、又は住家等を事業所等へ改修・改装する際の工事費であって、本補助事業の遂行に必要なもの。	2分の1	50万円（商店街等で営業する場合には60万円）を上限とする。	交付決定の日から当該年度末日までとする。
②設備費 ただし、汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できないものは除く。			
③家賃（最大6ヶ月分） ただし、敷金、礼金、保証金、共益費、駐車場代、もしくは第二創業を既存事業と同一の事務所等で行う場合の家賃は除く。			

<p>④広告宣伝費 宣伝にかかるチラシ等の印刷物の製作及び配布並びに新聞、雑誌等への広告掲載又はホームページの開設等。 ただし、通信費を除く。</p>			
---	--	--	--

様式 (略)